

第45号議案

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の件
公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年6月24日提出

神戸市長 久 元 喜 造

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年12月条例第49号）の一部を次のように改正する。

第8条の2中「，第48号及び第49号」を「及び第48号から第50号まで」に改める。

別表第1第27号中「公益財団法人神戸市スポーツ教育協会」を「公益財団法人神戸市スポーツ協会」に改め，同表第49号の次に次の1号を加える。

(50) 一般社団法人2025年日本国際博覧会協会

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

理 由

職員を派遣することができる団体を変更する等に当たり，条例を改正する必要があるため。

(参 考)

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(給与を支給することができる派遣職員に係る派遣先団体)

第8条の2 法第6条第2項の規定により給与を支給することができる派遣職員に係る派遣先団体は、別表第1第2号から第7号まで、第9号、第12号から第16号まで、第18号、第22号、第26号、第27号、第30号、第33号から第41号まで、第44号から第46号まで、第48号及び第49号に掲げる団体とする。

及び第48号

から第50号まで

別表第1 (第2条、第8条の2関係)

(1)～(26) 略

(27) 公益財団法人神戸市スポーツ教育協会

公益財団法人神戸市スポーツ協会

(28)～(49) 略

(50) 一般社団法人2025年日本国際博覧会協会